

特集Ⅱ．大東看護の礎

1961-1975 年頃の看護基礎教育

-現在の看護基礎教育への寄与-

**Basic Nursing Education around 1961-1975**

**-Contribution to Current Basic Nursing Education-**

豊嶋 三枝子

Mieko Toyoshima

大東文化大学 スポーツ・健康科学部 看護学科

Daito Bunka University,

Faculty of Sports & Health Science, Department of Nursing

抄 録

本稿では、筆者が受けた看護基礎教育（1961-1975年頃）について、その時代の社会情勢・看護界の状況・看護教育改革、筆者の受けた看護基礎教育での出来事などを振り返り、その頃の教育（主に制度改革）が現在の看護基礎教育に寄与したことを考察するとともに、現在の看護基礎教育に残したかったことは何かについて私見をのべることとした。寄与したことは、看護労働力確保のための制度改革を活発に行うとともに短大・大学化の推進により今日の大学化の基盤を作ったことである。また、1967年の指定規則の改正は、それまで医学モデルに即した科目編成であった教育科目・内容を看護モデルに改正し、職業教育であった看護基礎教育を、看護学教育へと転換させるための基盤となったことである。そして、その頃の看護基礎教育で筆者が残したかったことは、「ゆとり」と「自由」であった。

## I. はじめに

筆者は、1969-1972年に看護の基礎教育を受けた。その時代は戦後の看護・看護基礎教育の改革という視点からみると、戦後にGHQの支援を受けて基礎づくりをした第一段階を経て、看護・看護基礎教育の「基礎固め」をした第二段階（1961-1975年）<sup>1)</sup>に含まれる。

筆者が看護基礎教育を受けた時代（1961-1975年頃）は遠い昔である。その頃を振り返ってみると、社会情勢、および看護教育も大きく変化した時代であったように思われる。筆者はこの時代の中で3年間の看護基礎教育を終え、看護師免許を取得後看護師としての実務経験を経て、現在まで看護基礎教育に携ってきた。その間、看護基礎教育は大きく変化した。その看護基礎教育に教員として身を置き、専門学校での教育経験を経て大学教育に携り、看護基礎教育の変化と共に歩んできた。今年度で長い職業生活を終える前に昔を振り返ることは、自己の職業生活の総括になるかもしれない。また、看護学科開設から完成年度までの間に身を置いた特任教授の本学での最後のメッセージとして、看護学科の歴史の片隅に残していただくことができれば幸いであると思う。

以上の思いを背景として、本稿では、筆者自身が受けた1961-1975年頃の看護基礎教育を振り返り、その頃の看護基礎教育（主に制度改革）が現在の看護基礎教育にどのように受け継がれ、寄与したのか、その頃の教育で今に残したいものは何か、などについて考えてみることにする。

本稿における用語の定義を以下に記す。

- ・看護基礎教育：看護職に入るまでの学校養成所での教育<sup>2)</sup>
- ・看護教育：個人・家族および集団の最適な健康状態を目指し、その人にとって最良の看護を提供できる専門職業人を育成するための教育をさす包括的な概念<sup>3)</sup>で、看護基礎教育と継続教育を含む。
- ・看護学教育：「看護教育」と同義。看護を学問とすることを強調したもの<sup>4)</sup>。

なお、法改正による看護職の名称変更があったが、ここでは看護師・准看護師の名称で統一することとする。また、主に3年課程の看護師教育に関する内容を中心に述べることにする。

## Ⅱ. 1961-1975年頃の社会情勢・看護界の状況・看護教育の改革

### 1. 社会情勢・看護界の状況

この時代は、第二次世界大戦の敗戦により痛手を受けた日本が、急激な勢いで復興し高度経済成長化にあった時代である。1964年に東京オリンピックが開催され、東海道新幹線が開通し、1970年には、大阪で万国博覧会が開催された。これらに伴う建設ラッシュ、インフラ整備などの需要に伴い、日本は好景気に沸いていた。それに伴い公害や薬害問題が表面化し、国が対策に取り組み始めた時代でもあった。また、1968-1969年は、学生運動が活発化し、東京大学安田講堂事件の頃がピークであった。その後学生運動は徐々に鎮静化した。

看護界では、医療の高度化、医療施設の増加、国民皆保険制度（1961年）の実施による医療ニーズの増大と「基準看護」の実施により、看護師不足が継続していた。過重労働の改善を求める看護師による病院ストライキも継続していた。1962年にはストライキはほぼ収まったが、夜勤日数の改善を求める「ニッパチ闘争」が起こり、看護労働問題は深刻化していた。

### 2. 看護教育（看護基礎教育・看護継続教育）の改革

看護師不足を背景として、看護要員の増加を目指して1962年に2年課程看護師養成所に「定時制」が発足し、准看護師が働きながら看護師になる道が開けた。また、1964年には高等学校に「衛生看護科」が新設され、高校卒業と共に准看護師資格が得られることとなった。労働力確保のために准看護婦養成に力を注ぐ一方で、1964年から1968年にかけて、聖路加看護短期大学が大学に、大阪大学に医療技術短期大学部開設、高等学校衛生看護科に専攻科設置開始、藤田衛生大学衛生看護学部開設など、短大や大学化への動きも始まった。そして1975年には、国立大学の千葉大学に「看護学部」が開設した。このような看護基礎教育の動きに伴い、看護継続教育においては、看護教員の養成が活発化した。1966年には国立大学教育学部特別別科に「衛生看護科の教員養成」、1972年に日本看護協会「看護研修学校」、1975年には「神奈川県立看護教育大学校」などが開設された。さらに1970年には、看護師養成所の指導要領に専任教員の

資格要件に教員養成受講が追加され、地方自治体などでも養成が開始された。

法改正としては、学校教育法の一部改正による「専修学校制度」が開始され、各種学校であった看護婦養成所は、やっと文科省管轄である専修学校に変更の道が開けたのである。

### 3. 看護基礎教育の教育内容の改革：保健師助産師看護師学校養成所指定規則（以後指定規則と称する）の改正（1967年）

1951年の指定規則制定後16年を経て、1967年に指定規則が改正された。この改正のきっかけは、厚生労働省の「医療制度調査会の答申（1963年）により、「包括医療」、「総合看護」に応じる看護人材育成のための看護教育の改善が要請されたことによる<sup>5)</sup>。この改正では、「看護学総論」、「成人看護学」、「小児看護学」、「母性看護学」の4分野が特定され、教育方法も「演習」の重要性があげられた。最大の特徴は、看護学の体系化をめざし人間の成長発達を軸とした構成にしたことである。また一般教養も時間数を2倍にし、看護職としての人間性の形成を重要視したこと、教育内容のうち3,927時間とカリキュラムの80%近くを占めていた臨地実習も、1,770時間と約50%に減少した。さらに、実習場の指導者教や養成所における教員数増加など教育環境の整備条件も追加された。すなわち、この改正は、それまでの医学モデルを中心とした科目構成・教育内容から、看護モデルの教育内容に変化させた意義ある改革であったといえる。筆者はこの指定規則改正後の1969年4月に岡山大学医学部附属看護学校に入学し、1972年3月に卒業した。この指定規則での教育を受けた初期の学生であった。上記で述べてきた戦後の第二段階の時期にあたる。

以下、遠い昔ゆえに細かい出来事の記憶は薄れたが、時代背景や教育の様子が垣間見えるような学生時代の印象的な出来事について述べる。

### Ⅲ. 筆者が受けた看護基礎教育：印象的な出来事など

先にも述べたが、筆者は1969年に看護学校に入学した。入学時は、学生運動が収束に向かっている時期であったが、入学早々、医学部の周囲を機動隊が囲

み、運動を制圧する一幕もあり、四国の田舎から出てきた筆者にとっては、驚きと同時にむしろ興味をもってそれらを傍観していた。医学部の学生運動をしている学生からの勧誘活動もあったが特に追随することもなかった。

1. **先輩たちの闘い**：入学して数日後、学校ではひとつの出来事があった。それは先輩（3年生）達が、実習場における臨床指導者の配置を求めて、学校側に自分達の要求について協議する機会を求めたことである。3年生全員が、話し合いがもたれない限り実習を放棄すると強硬手段に出ていた。3年生の受けていた臨地実習の指導においては、まだ実習場に指導者が配置されていない時期であったのである。しかし、先輩たちの意識は高く、自律的に改革を求めたのであった。結局、校長、教員、3年生との三者協議がもたれ、実習場所に臨床指導者が配置されることになった。そのおかげで後輩である筆者の学年は、1年半に及ぶ長い臨地実習において、臨床指導者の指導のもとに実習ができるようになったのである。そんな出来事が強烈な記憶として残っている。

2. **学生生活 - 再々試験を受けて誓ったこと -**：筆者はあまり勉強をしなかったため1年次の生理学の試験が不合格になり、再々試験まで受ける羽目になったことがあった。筆者を含めた数人が、医学部の教授室で口頭試問を受け、やっと合格したことがある。その頃は能天気な筆者ではあったが、さすがに懲りて、その時に誓ったことが「1回目の試験で合格！」であった。低いハードルであったが、それ以降はすべて1回目の試験で合格を得ることができた。学業にはあまり熱心ではなかったが、クラブ活動を楽しみ、医学部の学生や他学部の学生とも交流し、クラブ活動の夏合宿や友人との貧乏旅行などを楽しんだ学生生活であった。学校の教員には成績を聞きに行く程度の接触しかもたず、それなりに自由な学生生活を楽しんだ。全寮制だったので同級生同士で助け合ったり喧嘩したりしながら、コミュニケーション能力を培っていった。

3. **臨地実習での思い出**：臨地実習は、保健所の見学実習以外はすべて医学部附属病院で受けた。筆者の学年は、23期生だったので、看護部のトップをはじ

め各実習部署の管理職もほとんどが卒業生であった。臨床指導者は主任クラスが兼任していた。実習期間は長く、附属病院のほとんどの病棟・手術室実習を経験した。今のように教員は在駐していなかった。指導者もあまりきつい人にはあたらず、医師たちは学生には好意的で、ある外科病棟での実習では、受け持ち患者の主治医から、手術記録を読むようにとせつつかれ、英語の手術記録を辞書片手に読んだ記憶もある。実習期間が長く、1年半程あった。実習で辛かったことはあまり覚えていない。それは遠い昔だからか、もしくはあまり辛かった経験がなかったからかもしれない。とにかく実習だけは休まなかった。国家試験の10日くらい前まで実習があったので、実習場で国家試験問題集を皆で集まってこっそり解いていた。そんな時代であった。その他、岡山大学医学部附属には、臨床検査技師や放射線技師学校、助産師学校もあった。ちょうどその頃、国立大学医学部付属の学校を医療短大にする動きが始まり、岡山大学医学部附属にもその予定がでていたが、短大化はずいぶん後であった。

#### IV. 1961-1975年頃の看護基礎教育と現在の看護基礎教育：変化

現在の看護基礎教育は、社会情勢の変化に伴う看護職員の需要の高まりを受けて1992年制定の「看護師等の人材確保に関する法律」をきっかけに、看護基礎教育の大学化が推進された。その後1991年にはわずか11校であった看護系大学が現在は300校に迫り、大学院も増加し、看護学教育の体制が整ってきた。

以下、看護基礎教育について、筆者が受けた頃と現在の変化について簡潔にまとめてみる。

教育の設置主体は、各種学校主流から専修学校・大学主流へと変化し、設備も充実した。教育体制は、教員数に関しては、筆者の頃は教務主任と各学年担任のみの教員配置であり、実習教育は実習場に委任していたが、現在は看護の専門領域ごとに配置され、人数も増加し、教員は学内での教育はもとより、実習場での教育に責任をもって携わることとなった。

教育内容は、知識注入型から知識活用型に変化し、臨地実習場にほとんどを委ねていた看護実践能力の育成を、シミュレーション教材などを活用し、学内

演習を充実させた上で臨地実習での学習内容を精選していく方向に変化した。そのためカリキュラム中、多くを占めていた臨地実習時間が大幅に減少した。臨地実習での教育も、実習施設の実習指導体制などが充実し、整備された。

すなわち、看護基礎教育は筆者が受けた頃の職業教育から、看護学教育へと変化し、社会的にも看護学教育として認識されるようになったといえる。

#### V. 1961～1975年頃の看護基礎教育（主に制度改革）が、現在の看護基礎教育の発展に寄与したこと

一つ目として、その頃は高度経済成長、医療の高度化や医療制度改革に伴う看護師不足を背景に、看護職員確保に向けて試行錯誤しながら看護教育の改革に取り組み、現在の看護学教育の基礎を築いた時期であったといえるのではないかと考える。労働力確保のための「衛生看護科」設置と共に准看護師から看護師資格取得への2年課程の「定時制」発足などを制度化する一方で、看護短期大学や大学設置を推進したことなども試行錯誤の現れであったと思われる。これらの試行錯誤は、国立大学医療技術短期大学設置、国立大学に初めての看護学部設置につながり、今日の大学化への基礎になったと考えられる。

二つ目は、1967年の指定規則の改正である。1951年の指定規則制定以来16年を経たこの第一次改正は、医学モデルから看護の専門性を主流とした看護モデルへと転換したものであった。すなわち、それまでの職業教育から転換し、看護学を体系化し、学問として成立させるための基礎を築いたのである。

これまでに指定規則の大幅な改正は、4回行われている。そして2021年に5回目の大幅な改正が行われ、2022年度から施行される。今まで何度か改正されてきた指定規則であるが、1967年改正以後の改正は、社会情勢の変化に伴う修整はなされたが、基本的な考え方については1967年の改正が基盤となっていて、その延長線上にあったと言えるのではないかと考える。

このように、1961-1975年頃の看護基礎教育は、施設や設備、教育内容などにおいては、整備が十分なされていなかったが、現在の看護基礎教育の基盤となった制度改革が活発に行われ、看護界の先陣たちが将来を模索しながら頑張

った時期であり、現在の看護基礎教育の発展につながったものと思われる。

## VI. おわりに：残したかったこと

筆者の受けた看護基礎教育を振り返り、1961-1975年頃の看護基礎教育を整理し、その時代の看護基礎教育が現在の看護基礎教育に寄与したことについて確認した。その上で、その時代の看護基礎教育で筆者が今に残したかったことは何かを考えてみた。それは、「ゆとり」と「自由」である。その時代の看護基礎教育は、今のように整備された教育体制ではなく、学内での学修量も今より少なかった。実習時間は多かったが、科せられる学習量が少なかったため、今の学生よりはゆとりがあった。また、臨地実習では教員が実習場に在駐しないために、学生は教員に頼ることができない環境にあった。それは考えようによっては自由であったともいえる。今のような細やかな指導も教員の支援もなかった。ゆえに自分自身でいろいろ考えて実習を乗り切ることで自律性が養われ、自由であるがゆえに過剰に緊張せずに実習を遂行できたのだと思う。そのためか筆者は卒業後に、何もできなく無知である自分を自覚し、教育への渴望感をもった。教育への渴望感は学習意欲を高めると言われる。筆者も職業生活に入って以降、学習に対する意欲が高まり、働きながら生涯学習に取り組み、学位を取得し、看護教員として今日に至っている。このような自己の経験を踏まえると、教育の対象者には教えすぎないことが大切であり、教えすぎると教育への渴望感も生まれにくい。教えすぎないことはゆとりと自由を得ることにつながり、結果として学生自身が渴望感を得て、自発的な学習へとつながるのではないかと思われる。教育の本質は「ひきだす」ことにあり、自発的な学習意欲を引き出すことができれば、あとは学生自らが自分で成長していくのではないかと考える。

現在の看護基礎教育は、大学化し看護学教育としての体制が整ってきたが、国家試験ありきの資格取得教育が優先されて、少し窮屈で職業教育の域を脱しきれていないように思われる。確かに、教育設備や教育内容が整備されたことにより、形式的には看護学教育として社会的に認識されたように思える。しか



し、今後、看護基礎教育が、質的充実を伴った看護学教育として社会的に認識され、発展していくためには、未来を見据えて発想を大きく転換し、今までの教育内容や教育方法について、抜本的改革を模索する時期にきているのではないかと考える。

## 引用文献

- 1) 山根節子 (2005) : 現代日本における「看護とその基礎教育」の変遷と課題 - 戦後 60 年, 築き上げてきたものは何か (1) -, 看護学総合研究, 7 (1), 60-74, <http://harp.lib.hiroshima-u.ac.jp/hbg/metadata/3119>.
- 2) グレック美鈴・池西悦子 (2013) : 看護教育学 - 看護を学ぶ自分と向き合う - (3 版), 2, 南江堂, 東京都.
- 3) 前掲書 2) : 3.
- 4) 前掲書 2) : 3.
- 5) 田村やよひ (2011) : 第 2 章 社会の変化と看護の発展, 田村やよひ, 看護学基礎テキスト第 3 巻 社会の中の看護 (1 版), 57, 日本看護協会出版会, 東京都.

## <あとがき>

筆者は本学科開設と同時に定年退職後の特任教授として就任した。就任後は教務委員長、基礎看護学領域長他の役割を命じられ、この 4 年間は、主に教務委員長としてカリキュラムを適正に運営することに目標をおき、運営上の内規や申し合わせなどを検討し基礎づくりに努めた。3 年目にはコロナ禍への対応に追われ、さらにカリキュラム改編と保健師設置申請なども加わり、委員会運営に多くの時間を割いた 4 年間であった。いろいろ苦労もあったが、自分のキャリアを活かし、責任を果たすべく努力し、何とか無事に 4 年間を終えることができそうである。それはひとえに、周囲の教職員の皆様の協力や支援があったからこそであり、皆様方に感謝を申し上げる次第である。